

# 大竹市立大竹小学校PTA執行部役員選出規程

## 第1章 執行部役員選出委員の選出

第1条 大竹小学校PTA規約第14条及び第26条により、次期執行部役員選出のため次の方法により執行部役員選出委員の選出をし、執行部役員選出委員会を構成する。

- (1) 4, 5年生の保護者から各2名を選出する。
- (2) 教職員の中から、1名を選出する。(総務委員会所属職員)
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。  
但し、互選による決定が困難な場合、当核年度PTA会長は委員長及び副委員長を指名することができる。
- (4) 執行部役員選出委員は次期執行部役員候補者に選出できない。
- (5) 委員の選出は、1学期中に行い委員会を構成する。
- (6) 執行部役員選出委員会は、総会で執行部役員が承認されたとき解任される。

## 第2章 執行部役員候補者の選出

第2条 執行部役員選出委員会は、次期執行部役員を次の方法によって選出する。

- (1) 立候補による選出は、10月初めから2週間の間の5日間を告示期間とし、受付期間は1週間とする。
- (2) 受付役職は、次の役職とする。
  - ①会長
  - ②副会長(3名)
  - ③各常置委員長
- (3) 立候補が定数を超えたときは、全会員投票とする。(2学期通知表渡しの日)
- (4) 定数以内のときは、執行部役員会で信任を諮る。

第3条 立候補による選出ができなかったときは、次の方法による。

- (1) 4, 5年生より、次期執行部役員候補者1名以上を互選により、2学期中に決定する。但し、互選による決定が困難な場合、執行部役員選出委員長が次期執行部役員候補者を選出する方法を決めることができる。  
また、執行部役員経験者及び地区子ども会代表として次期郊外指導委員となる人、次期中学校PTA役員となる人は、次期執行部役員候補者を辞退することができる。
- (2) 4, 5年生の保護者から選出された次期執行部役員候補者の中から、未決定の次期執行部役員を選出する。  
次期執行部役員選出は、互選により2月中に決定する。但し、互選による決定が困難な場合、執行部役員選出委員長が次期執行部役員候補者を選出する方法を決めることができる。
- (3) 当核年度PTA執行部役員は、互選に際し意見を述べることができる。
- (4) 選出結果に基づいて、次のように執行部役員候補者を決める。
  - ①会長
  - ②副会長(3名)
  - ③常置委員長
- (5) 執行部役員選出事務は、執行部役員選出委員会が行い公開する。

第4条 執行部役員選出委員会は、選出された次期執行部役員(会長・副会長・常置委員長)について本人に通知し、その氏名を執行部役員会に報告し、全会員に公表する。

第5条 この規程は、執行部役員会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することはできない。

附 則

- この規程は、昭和50年5月21日に制定し、同日から施行する。
- この規程は、昭和51年12月6日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、昭和58年6月25日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成元年3月4日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成3年11月9日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成7年1月29日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成11年3月9日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成11年1月21日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成12年3月9日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成12年12月8日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成25年3月7日に改正し、同日から施行する。
- この規程は、平成28年3月4日に改正し、同日から施行する。
- この規定は、令和3年3月5日に改正し、同日から施行する。
- この規定は、令和3年3月18日に改正し、同日から施行する。
- この規定は、令和4年4月28日に改正し、同日から施行する。
- この規定は、令和5年12月5日に改正し、令和6年4月1日から施行する。